

国税の納付は、

ダイレクト納付

をご利用ください

ダイレクト納付とは・・・

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの引き落としにより、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。

ダイレクト納付を利用した場合のメリット

①外出不要

インターネットを利用できる端末（パソコン・スマートフォン・タブレット）があれば利用可能ですので、納付をする際は、金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。

②納付書不要

マイナンバーカード又はe-Taxの利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで納付手続きが行えますので、納付書は必要ありません。

③手数料不要

手数料はかかりません。

ダイレクト納付を利用するには

≫ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/kinyu.htm>) をご確認ください。

≫e-Taxの利用開始手续をする（初回のみ）

e-Taxのホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) から、「e-taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

≫ダイレクト納付利用届出書を提出する（初回のみ）

「ダイレクト納付利用届出書」にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、オンライン提出（個人の方のみ）の場合は、利用可能となるまで、1週間程度かかります。書面提出（個人・法人の方）の場合は、利用可能となるまで、1か月程度かかります。

≫e-Taxにメールアドレスを登録する（推奨）

ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせを受け取れるよう、e-Taxへメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

詳しくはコチラ≫

ダイレクト納付

検索



<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm>



ダイレクト分割納付の利用にあたって

- 滞納となった国税をやむを得ず分割で納付する場合は、これまで納付書による金融機関や税務署の窓口等で納付をしていただいていたが、令和4年5月から、納付日を一括で登録できるダイレクト納付を利用して口座引き落としにより納付することもできるようになりました。
- 金融機関等に出向く必要がなくなり、納付予定日前にお知らせする機能もありますので、納付については、便利なダイレクト納付をご利用ください。

ダイレクト納付を利用した分割納付方法（令和4年5月利用開始）

① 事前に徴収職員と納付相談を行ってください。

② 納付計画を登録します。

猶予許可通知書等に記載された納付計画を登録します。

本税には、納期限から完納の日までの期間に応じて、原則年8.7%（令和4年の場合）の延滞税が課されます。

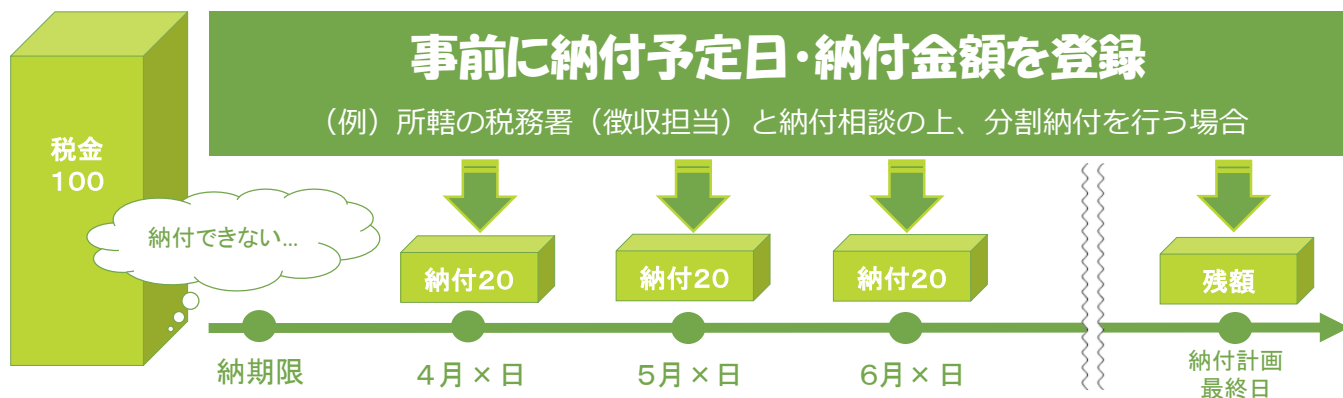
③ 届出口座から引き落とされます。

【自動で便利】

初回登録時に届出をした口座から自動に引き落とされます。

【納付日等の連絡】

納付予定日前にお知らせが通知されます。



※ 納期限までに一括での納付が困難な場合は、事前に所轄の税務署又は国税局の徴収担当職員と納付相談を行ってください。

徴収担当職員との納付相談を経ずに納付計画を登録された場合は、滞納処分（財産の差押え、公売等）を行うことがありますのでご注意ください。

